

第IV部

防衛力を構成する中心的な要素など

第1章

防衛力を支える人的基盤及び衛生機能

第2章

防衛装備・技術に関する諸施策

第3章

情報機能の強化

第4章

地域社会・国民とのかかわり

防衛力を支える 人的基盤及び衛生機能

第1節 防衛力を支える人的基盤の強化

新防衛大綱¹は、防衛力の中核は自衛隊員であり、自衛隊員の人材確保と能力・士気の向上は防衛力の強化に不可欠としている。そして、これらは人口減少と少子高齢化の急速な進展によって喫緊の課題となっており、防衛力の持続性・強靱性

の観点からも、防衛力を支える人的基盤の強化をこれまで以上に推進していく必要があるとしている。

これまで行われてきた取組を含め、人的基盤の強化に関する取組を、以下で説明する。

1 募集・採用

1 募集

防衛省・自衛隊が各種任務を適切に遂行するためには、質の高い人材を確保することが必要不可欠である。防衛省・自衛隊に対する国民の期待が高まる一方で、社会の少子化・高学歴化の進展のほか、近年の好調な景気・雇用状況などにより、自衛官の募集環境は、厳しい状況にある。このような状況において、防衛省・自衛隊は、募集対象者などに対して、自衛隊の任務や役割、職務の内容、勤務条件を丁寧に説明し、確固とした入隊意思を持つ優秀な人材を募る必要がある。

このため、防衛省・自衛隊では、学校説明会などに加え、全国50か所に自衛隊地方協力本部を置き、学校関係者の理解と募集相談員などの協力を得ながら、志願者個々のニーズに対応できるようにしている。なお、地方公共団体は、募集期間などの告示や広報宣伝を含め、自衛官及び自衛官候補生の募集に関する事務の一部を行うこととされており、防衛省はこれに要する経費を負担している。また、募集に関する事務の円滑な遂行のために必要な募集対象者情報の提出を含め、所要の協力が得られるよう今後も地方公共団体などとの連携を強化する。

2 採用

(1) 自衛官

自衛官は、個人の自由意志に基づく志願制度のもと、様々な区分に応じて採用される。なお、自衛官の採用年齢について、民間企業での勤務経験を有する者など、より幅広い層から多様な人材を確保するため、18(平成30)年10月、一般曹候補生及び自衛官候補生の採用上限年齢を「27歳未満」から「33歳未満」に引き上げた。

【Q 参照】 図表Ⅳ-1-1-1(採用対象人口の推移)

図表Ⅳ-1-1-2(自衛官の任用制度の概要)

自衛官は、その職務の特殊性から、自衛隊の精強性を保つため、「若年定年制」や「任期制」など、一般の公務員とは異なる人事管理²を行っている。

採用後は、各自衛隊の教育部隊や学校で基本的な教育訓練を受けた後、希望や適性などに応じて職種が決定され、全国の部隊などで勤務する。

【Q 参照】 資料55(自衛官の定員及び現員)

資料56(自衛官などの応募及び採用状況(平成30年度))

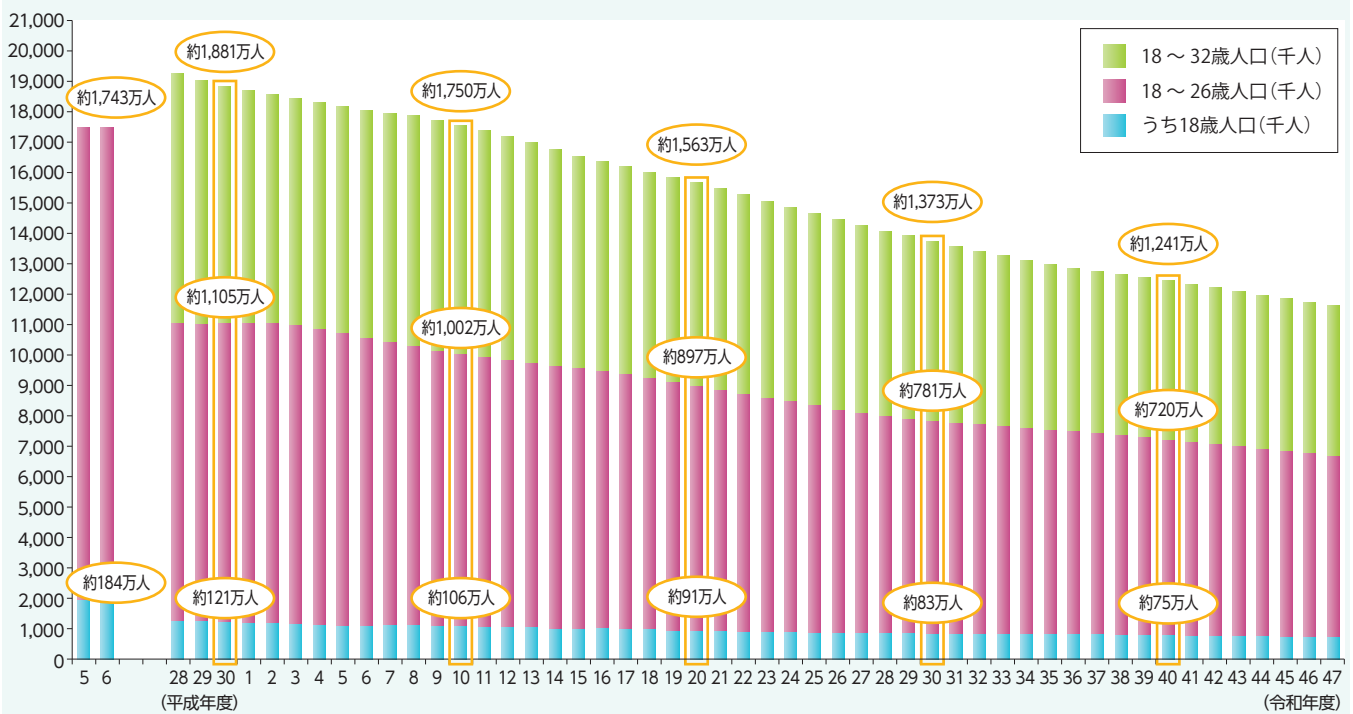
(2) 予備自衛官、即応予備自衛官、予備自衛官補

有事などの際は、事態の推移に応じ、必要な自

¹ II部3章1節脚注1参照

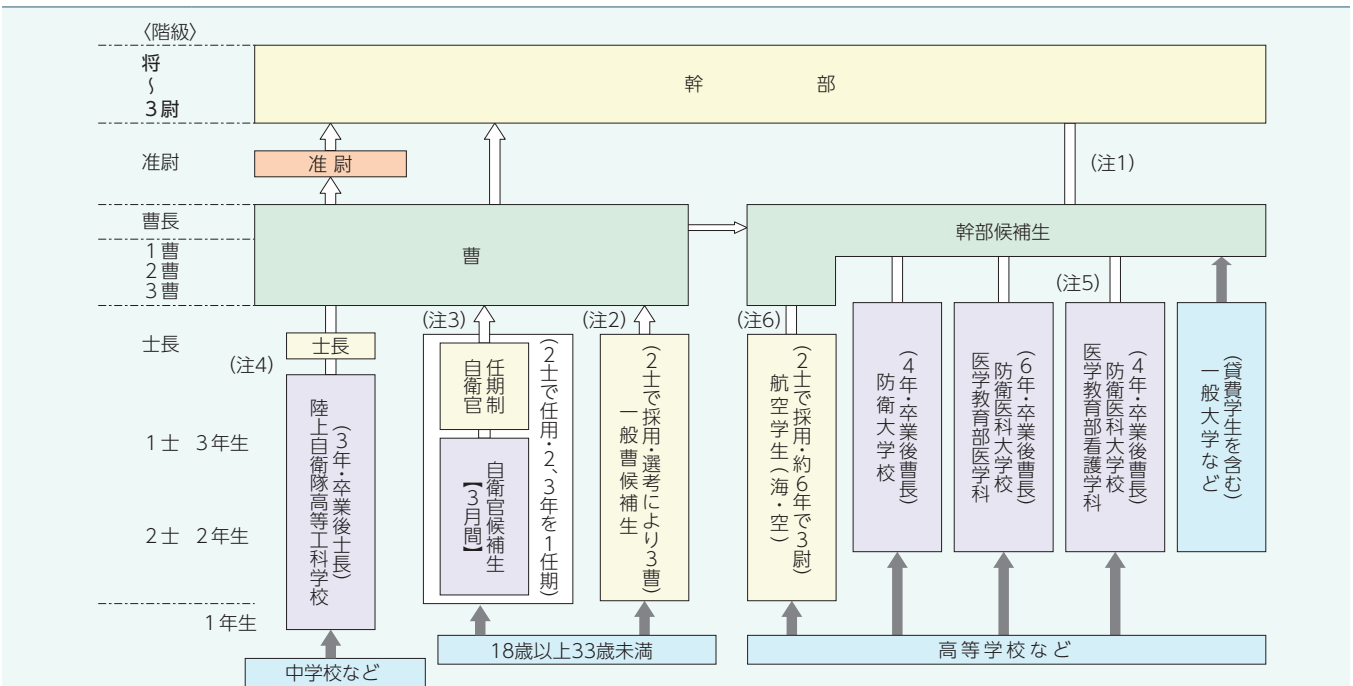
² 国家公務員法第2条に定められた特別職の国家公務員として位置づけ

図表Ⅳ-1-1-1 採用対象人口の推移



資料出典：平成5年度及び6年度は、総務省統計局「我が国の推計人口(大正9年～平成12年)」及び「人口推計年報」による。
平成28年度以降は、国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口」(平成29年4月の中位推計値)による。

図表Ⅳ-1-1-2 自衛官の任用制度の概要



【凡例】 ◁ : 試験又は選考 ← : 採用試験 ◻ : 課程修了後任命

- (注1) 医科・歯科・薬剤幹部候補生については、医師・歯科医師・薬剤師国家試験に合格し、所定の教育訓練を修了すれば、2尉に昇任する。
- (注2) 一般曹候補生については、最初から定年制の「曹」に昇任する前提で採用される「士」のこと。平成18年度まで「一般曹候補生」と及び「曹候補生」の二つの制度を設けていたが、両制度を整理・一本化し、平成19年度から一般曹候補生として採用している。
- (注3) 自衛官候補生については、任期制自衛官の初期教育を充実させるため、10(平成22)年7月から、入隊当初の3か月間を非自衛官化して、定員外の防衛省職員とし、基礎的教育訓練に専従させることとした。
- (注4) 陸上自衛隊高等工科学校については、将来陸上自衛隊において装備品を駆使・運用するとともに、国際社会においても対応できる自衛官となる者を養成する。平成22年度の採用から、自衛官の身分ではなく、定員外の新たな身分である「生徒」に変更した。新たな生徒についても、通信教育などにより生徒課程終了時(3年間)には、高等学校卒業資格を取得する。平成23年度の採用から、従来の一般試験に加えて、中学校校長などの推薦を受けた者の中から、陸上自衛隊高等工科学校生徒として相応しい者を選抜する推薦制度を導入した。
- (注5) 3年制の看護生については、平成25年度をもって終了し、平成26年度より、防衛医科大学校医学教育部に4年制の看護学科が新設された。
- (注6) 航空学生については、採用年度の4月1日において、海上自衛隊にあっては年齢18歳以上23歳未満の者、航空自衛隊にあっては年齢18歳以上21歳未満の者を航空学生として採用している。

衛官の所要数を早急に満たさなければならない。この所要数を迅速かつ計画的に確保するため、わが国では予備自衛官、即応予備自衛官及び予備自衛官補の3つの制度³を設けている。

Q参照 図表Ⅳ-1-1-3 (予備自衛官などの制度の概要)

予備自衛官は、防衛招集命令などを受けて自衛官となり、後方支援、基地警備などの要員として任務につく。即応予備自衛官は、防衛招集命令などを受けて自衛官となり、第一線部隊の一員として、現職自衛官とともに任務につく。また、予備自衛官補は、自衛官未経験者などから採用され、教育訓練を修了した後、予備自衛官として任用される。

予備自衛官などは、平素はそれぞれの職業などについているため、定期的な訓練などには仕事のスケジュールを調整するなどして参加する必要があることから、予備自衛官などを雇用する企業の理解と協力が不可欠である。

このため、防衛省は、年間30日の訓練が求められる即応予備自衛官が、安心して訓練などに参加できるよう必要な措置を行っている雇用企業などに対し、その負担を考慮し、「即応予備自衛官雇用企業給付金」を支給している。また、17(平成



防衛大学校卒業式 (19(平成31)年3月)

29)年には、予備自衛官又は即応予備自衛官の雇用主から、訓練招集の予定期間や実運用のために予備自衛官などが招集され自衛官となる予定期間などの情報を求められた場合に、防衛省・自衛隊から当該情報を提供する枠組みを整備するとともに、18(平成30)年には、予備自衛官又は即応予備自衛官が、①防衛出動、国民保護等派遣、災害派遣などにおいて招集に応じた場合や、②招集中の公務上の負傷などにより本業を離れざるを得なくなった場合、その職務に対する理解と協力の確保に資するための給付金を雇用主に支給する「雇用企業協力確保給付金」制度を新設した。

平成28(2016)年熊本地震⁴、平成30(2018)

図表Ⅳ-1-1-3 予備自衛官などの制度の概要

	予備自衛官	即応予備自衛官	予備自衛官補
基本構想	●防衛招集命令などを受けて自衛官となって勤務	●防衛力の基本的な枠組みの一部として、防衛招集命令などを受けて自衛官となって、あらかじめ指定された陸自の部隊で勤務	●教育訓練修了後、陸自又は海自の予備自衛官として任用
採用対象	●元自衛官、元即応予備自衛官、元予備自衛官	●元自衛官、元予備自衛官	(一般・技能共通) ●自衛官未経験者(自衛官勤務1年未満の者を含む。)
採用年齢	●士：18歳以上55歳未満 ●幹・准・曹：定年年齢に2年を加えた年齢未満	●士：18歳以上50歳未満 ●幹・准・曹：定年年齢から3年を減じた年齢未満	●一般は、18歳以上34歳未満、技能は、18歳以上で保有する技能に応じ53歳から55歳未満
採用など	●志願に基づき選考により採用 ●教育訓練を修了した予備自衛官補は予備自衛官に任用	●志願に基づき選考により採用	●一般：志願に基づき試験により採用 ●技能：志願に基づき選考により採用
階級の指定	●元自衛官：退職時指定階級が原則 ●元予備自衛官、元即応予備自衛官：退職時指定階級が原則 ●予備自衛官補 ・一般：2士 ・技能：技能資格・経験年数に応じ指定	●元自衛官：退職時階級が原則 ●元予備自衛官：退職時指定階級が原則	●階級は指定しない
任用期間	●3年/1任期	●3年/1任期	●一般：3年以内 ●技能：2年以内
(教育)訓練	●自衛隊法では20日/年以内。ただし、5日/年(基準)で運用	●30日/年	●一般：50日/3年以内(自衛官候補生課程に相当) ●技能：10日/2年以内(専門技能を活用し、自衛官として勤務するための教育)
昇進	●勤務期間(出頭日数)を満足した者の中から勤務成績などに基づき選考により昇進	●勤務期間(出頭日数)を満足した者の中から勤務成績などに基づき選考により昇進	●指定階級がないことから昇進はない
処遇	●訓練招集手当：8,100円/日 ●予備自衛官手当：4,000円/月	●訓練招集手当：10,400~14,200円/日 ●即応予備自衛官手当：16,000円/月 ●勤続報奨金：120,000円/1任期	●教育訓練招集手当：7,900円/日 ●防衛招集等応招義務を課さないことから、予備自衛官手当に相当する手当は支給しない
雇用企業への給付金	-	●雇用企業給付金：42,500円/月 ●雇用企業協力確保給付金：34,000円/日	-
応招義務など	●防衛招集、国民保護等招集、災害招集、訓練招集	●防衛招集、国民保護等招集、治安招集、災害等招集、訓練招集	●教育訓練招集

³ 諸外国においても、予備役制度を設けている。

⁴ 平成28(2016)年熊本地震に際しては、史上2度目となる即応予備自衛官の招集を行い、162名の即応予備自衛官が生活支援活動などに従事した。

VOICE

活躍する即応予備自衛官とその雇用主

第52普通科連隊第1普通科中隊(真駒内)

即応予備 2等陸曹 ^{しいな てるあき} 椎名 照明

私は即応予備自衛官として、昨年9月の北海道胆振東部地震における災害派遣活動に従事しました。

地震のあった当日、被害が大きかった地域の状況を知り、災害招集がかかると思い、東日本大震災で災害派遣に2週間参加した経験を生かせればと、職場の上司に災害派遣参加の事前了承をもらいました。

当初は停電もあったので、家族のことが心配でしたが、家族は私が即応予備自衛官として災害派遣に行くことを応援してくれました。

被災地では、物資輸送や給水支援活動などを実施し、どの程度お役に立てたのかわかりませんが、被災された方々の元気な姿をみて自分自身が元気をもらいました。

このような災害が二度と起こらない事を祈りますが、招集があった際にはいつでも出動できるよう、年間30日の訓練に真剣に取り組みたいです。



厚真町で給水活動中の筆者(右前)

(株)フクザワ・オーダー農機(北海道河西郡芽室町)

代表取締役 ^{ふくざわ つよし} 福澤 剛志

昨年9月に発生した北海道胆振東部地震においては、被害の少なかった帯広においても、停電の影響により、当初は弊社の業務も完全に停止し、数日間混乱しておりました。そんな中、社員の災害招集の調整を受けた時は、正直、社内のやりくりが不安になりましたが、同時に、私も現役の予備自衛官であり、被災地において直接活動したいとの思いもあったことから、弊社社員を選んでいただいたことを誇らしく感じました。

現在弊社では、3名の即応予備自衛官を雇用しておりますが、今回は2名の即応予備自衛官の派遣に応諾しました。見送りの

際、被災地の方々の暮らしを少しでも早く復旧できるよう、誠実に与えられた任務を遂行するように激励しました。

災害派遣から帰ってきた時、本人たちの顔を見ると非常に充実した顔をしておりましたので、社会人としても人間としても、良い経験ができたのではないかと感じております。



社内にて筆者近影

年7月豪雨⁵、平成30(2018)年北海道胆振東部地震⁶で即応予備自衛官が招集され、物資輸送や給水支援などの任務を行った。今後も、地震などの災害に対し、予備自衛官などの招集機会の増加が予想されるため、予備自衛官などの充足向上を図る様々な施策を実施している。具体的には、より幅広い層から多種多様な人材を確保するため、

18(平成30)年に採用・任用基準の拡大を行い、予備自衛官については、士長以下の採用上限年齢を「37歳未満」から「55歳未満」に、継続任用時の上限年齢を「61歳未満」から「62歳未満」に引き上げるとともに、医師の資格を有する者については、上限年齢を設けず、医師の技量が適正に維持され、予備自衛官の任務に支障がないことを確

5 平成30(2018)年7月豪雨に際しては、史上3度目となる即応予備自衛官の招集を行い、7月12日から7月30日の間、311名の即応予備自衛官が生活支援活動などに従事した。

6 平成30(2018)年北海道胆振東部地震に際しては、史上4度目となる即応予備自衛官の招集を行い、9月8日から9月23日の間、251名の即応予備自衛官が生活支援活動などに従事した。

認したうえで、継続任用を認めることとした。即応予備自衛官については、士長以下の採用上限年齢を「32歳未満」から「50歳未満」へ引き上げた。また、19（平成31）年には、自衛官経験のない予備自衛官補から予備自衛官に任用された者についても、一定の教育訓練を受けた上で、即応予備自衛官に任用できる制度を新たに整備している。

また、割愛⁷により民間部門に再就職する航空機操縦士を予備自衛官として任用するなど、幅広い分野で予備自衛官の活用を進めている。

(3) 事務官、技官、教官など

防衛省・自衛隊には、自衛官のほか、約2万1,000人の事務官、技官、教官などが隊員⁸として勤務している。防衛省では、主に、人事院が行う国家公務員採用総合職試験及び国家公務員採用一

般職試験、防衛省が行う防衛省専門職員採用試験の合格者から採用を行っている。採用後は、共通の研修を受けたうえで、様々な分野で業務を行っている。

事務官は、本省及び防衛装備庁の内部部局などでの防衛全般に関する各種政策の企画・立案、情報本部での分析・評価、全国各地の部隊や地方防衛局などでの行政事務に従事している。

技官は、本省内部部局、防衛装備庁、全国各地の部隊や地方防衛局などで、各種の防衛施設（司令部庁舎、滑走路、弾薬庫など）の建設工事、様々な装備品の研究開発・効率的な調達・維持・整備、隊員のメンタルヘルスケアなどに従事している。

教官は、防衛研究所や防衛大学校、防衛医科大学校などで、防衛に関する高度な研究や隊員に対する質の高い教育を行っている。

Q 参照 資料57（防衛省の職員等の内訳）

2 日々の教育訓練

1 自衛官の教育

部隊を構成する自衛官個々の能力を高めることは、部隊の任務遂行に不可欠である。このため、各自衛隊の教育部隊や学校などで、階級や職務に応じて段階的かつ体系的な教育を行い、必要な資質を養うと同時に、知識・技能を修得させている。

教育には、特殊な技能を持つ教官の確保、装備品や教育施設の整備など、非常に大きな人的・時間的・経済的努力が必要である。専門の知識・技能をさらに高める必要がある場合や、自衛隊内で修得することが困難な場合などには、海外を含む部外教育機関、国内企業、研究所などに教育を委託している。さらに、新中期防⁹に基づき領域横断的な統合運用を推進するため、統合教育の強化や教育課程の共通化を図るとともに、先端技術の活用、女性自衛官を含む採用層の拡大に伴う教育基盤の整備を図ることとしている。

2 自衛隊の訓練

(1) 各自衛隊の訓練・演習

各自衛隊の部隊などで行う訓練・演習は、隊員それぞれの職務に必要な技量の向上を目的とした隊員個々の訓練と、部隊の組織的な能力の練成を目的とした部隊の訓練・演習とに大別される。隊員個々の訓練は、職種などの専門性や隊員の能力に応じて個別的、段階的に行われる。部隊の訓練・演習は、小部隊から大部隊へと訓練を積み重ねながら、部隊間での連携などの大規模な総合訓練も行っている。

各自衛隊は、新中期防に基づき、各種事態発生時に効果的に対処し、抑止力の実効性を高めるため、自衛隊の統合訓練・演習や日米の共同訓練・演習を計画的かつ目に見える形で実施するとともに、これらの訓練・演習の教訓などを踏まえ、事態に対処するための各種計画を不断に検証し、見

⁷ 自衛隊操縦士の割愛は、最前線で活躍する若手の操縦士が民間航空会社などへ無秩序に流出することを防止するとともに、一定年齢以上の操縦士を民間航空会社などで活用する制度であり、わが国の航空業界などの発展という観点からも意義がある。

⁸ 防衛省の職員のうち、特別職の国家公務員を「自衛隊員」といい、自衛隊員には、自衛官のほか、事務官、技官、教官などが含まれる。

⁹ II部4章1節脚注2参照

直しを行う¹⁰。このほか、陸自及び海自による米海兵隊などと連携した訓練・演習の実施により、水陸両用作戦能力のさらなる充実を図ることとしている。こうした国内外の訓練環境を活用した訓練・演習を有機的に連携させることにより、平素からの部隊の迅速かつ継続的な展開の実効性向上やプレゼンスを強化することとしている。

また、各種事態に国として一体的に対処し得るよう、警察、消防、海上保安庁などの関係機関との連携を強化することとしている。さらに、国民保護を含め、自衛隊の統合訓練・演習や日米間での共同訓練・演習の機会を、自衛隊の実運用のための計画などの検討・検証のみならず、総合的な課題の検討・検証の場としても積極的に活用することとしている。

Q参照 資料58 (主要演習実績 (平成30年度))

(2) 訓練環境

自衛隊の訓練は、可能な限り実戦に近い環境で行うよう努めているが、制約も多い。このため、新防衛大綱に基づき、北海道をはじめとする国内の演習場などの整備・活用を拡大し、効果的な訓練・演習を行うこととしている。また、地元との関係に留意しつつ、米軍施設・区域の自衛隊による共同使用の拡大を促進する。さらに、自衛隊施設や米軍施設・区域以外の場所の利用や米国・オーストラリアなどの国外の良好な訓練環境の活用を促進するとともに、シミュレーターなどを一層積極的に導入することとしている。

Q参照 資料59 (各自衛隊の米国派遣による射撃訓練などの実績 (平成30年度))

3 安全管理への取組など

防衛省・自衛隊は、日頃の訓練にあたって安全確保に最大限留意するなど、平素から安全管理に一丸となって取り組んでいる。

こうした中、18 (平成30) 年11月には空自築城基地 (福岡県) 所属のF-2戦闘機2機が、築城基地西方の洋上訓練空域において空中接触したほか、空自三沢基地 (青森県) 所属の車両が青森県上北郡において、民家に衝突する事故が発生した。また、同月、信太山駐屯地 (大阪府) 所属の部隊が、陸自饗庭野演習場において81mm迫撃砲の射撃訓練中、場外付近に着弾し、民間車両を破損する事故が発生した。さらに、19 (平成31) 年2月、空自築城基地所属のF-2戦闘機1機が、山口県沖合の日本海洋上で墜落した。これらの事故については、再発防止策を徹底し、安全の確保に万全を期しているところである。また、同年4月、空自三沢基地所属のF-35A戦闘機1機が、青森県東方の太平洋上で墜落し、隊員1名が殉職する事故が発生した。事故の要因については、操縦者の意識が失われたり、機体に異常が発生した可能性は極めて低く、操縦者が「空間識失調」(平衡感覚を失った状態) に陥っていた可能性が高いことから、操縦者に対する教育・訓練を徹底するとともに、念のため、F-35Aの機体の特別点検も実施するなど、再発防止策を徹底している。

国民の生命や財産に被害を与えたり、隊員の生命を失うことなどにつながる各種の事故は、絶対に避けなければならない。防衛省・自衛隊としては、これらの事故について徹底的な原因究明を行った上で、今一度、隊員一人一人が安全管理にか



基本的な訓練に臨む陸・海・空自の新入隊員

¹⁰ わが国への直接の脅威を防止・排除するための演習である自衛隊統合演習、日米共同統合演習、弾道ミサイル対処訓練などのほか、国際平和協力活動などを想定した国際平和協力演習などがある。

かる認識を新たにし、防衛省・自衛隊全体として再

発防止に全力で取り組んでいくこととしている。

3 人的資源の効果的な活用に向けた施策など

1 人材の有効活用など

自衛隊の人的構成は、これまで全体の定数が削減されてきた一方、装備品の高度化、任務の多様化・国際化などへの対応のため、より一層熟練した者、専門性を有する者が必要となっている。

このような状況を踏まえ、新防衛大綱などでは、自衛隊の精強性にも配意しつつ、知識・技能・経験などを豊富に備えた高齢人材の一層の活用を図るため、自衛官の若年定年年齢を20（令和2）年から新中期防期間中に1歳、次期中期防期間中に1歳、階級毎に段階的に引き上げることとしている。また、定年退職後の再任用（定年～65歳まで可）を引き続き拡大するほか、部隊などにおける自衛隊の専門性の高い分野において退職自衛官の技能の活用を促進することとしている。さらに、人工知能などの技術革新の成果を活用した無人化・省人化を推進することとしている。

Q参照 図表Ⅳ-1-1-4（自衛官の階級と定年年齢）

2 生活・勤務環境の改善及び処遇の向上

新防衛大綱及び新中期防は、全ての自衛隊員が高い士気を維持し、自らの能力を十分に発揮し続けられるよう、生活・勤務環境の改善を図ることとしている。具体的には、即応性確保などのために必要な隊舎・宿舎の確保及び建て替えを加速し、同時に、施設の老朽化対策及び耐震化対策を推進するほか、老朽化した生活・勤務用備品の確実な更新、日用品などの所要数の確実な確保などを実施することとしている。

また、自衛官は厳しい環境下において任務を遂行するため、任務や勤務環境の特殊性などを踏まえた処遇を改善することとしている。具体的には、自衛官の任務の危険性や特殊性、官署が所在する地域の特性に応じた適切な処遇を確保するため、特殊勤務手当などの改善を図ることとしているほか、隊員が士気高く、誇りを持って任務を遂行で

きるよう、功績が認められたことをより顕彰するため、防衛功労章の拡充をはじめとした栄典・礼遇に関する施策を推進することとしている。

これらの取組はこれまでも行われてきたところ、新防衛大綱及び新中期防の方針を踏まえ、今後も取り組むこととしている。

3 隊員の退職と再就職のための取組

自衛隊の精強性を保つため、多くの自衛官は、50代半ば（若年定年制自衛官）又は20代（大半の任期制自衛官）で退職することから、その多くは、退職後の生活基盤の確保のために再就職が必要である。

再就職の支援は、雇用主たる国（防衛省）の責務であり、自衛官の将来への不安の解消や優秀な人材確保のためにも極めて重要であることから、再就職に有効な職業訓練などの支援施策を行っている。

また、防衛省は自ら職業紹介を行う権限を有していないため、一般財団法人自衛隊援護協会が、厚生労働大臣と国土交通大臣の許可を得て、退職自衛官のための無料職業紹介事業を行っている。

退職自衛官は、職務遂行と教育訓練によって培われた、優れた企画力・指導力・実行力・協調性・責任感などのほか、職務や職業訓練などにより取得した各種の資格・免許も保有している。このため、地方公共団体の防災や危機管理の分野をはじめ、金融・保険・不動産業や建設業のほか、製造業、サービス業など幅広い分野で活躍している。

退職自衛官の再就職支援については、新防衛大綱及び新中期防に基づき、引き続き職業訓練課目の拡充や、退職前の段階的な資格取得などの支援を行うとともに、退職自衛官の知識・技能・経験を活用するとの観点から、地方公共団体や関係機関との連携を強化しつつ、退職自衛官の更なる活用を進めるなど、一層の充実を図ることとしている。特に、地方公共団体の防災部局には、19（平成31）年3月末時点で、46都道府県に89名、

図表Ⅳ-1-1-4 自衛官の階級と定年年齢

階級	略称	定年年齢
陸将・海将・空将	将	60歳
陸将補・海将補・空将補	将補	
1等陸佐・1等海佐・1等空佐	1佐	
2等陸佐・2等海佐・2等空佐	2佐	55歳
3等陸佐・3等海佐・3等空佐	3佐	
1等陸尉・1等海尉・1等空尉	1尉	
2等陸尉・2等海尉・2等空尉	2尉	54歳
3等陸尉・3等海尉・3等空尉	3尉	
准陸尉・准海尉・准空尉	准尉	
陸曹長・海曹長・空曹長	曹長	53歳
1等陸曹・1等海曹・1等空曹	1曹	
2等陸曹・2等海曹・2等空曹	2曹	
3等陸曹・3等海曹・3等空曹	3曹	-
陸士長・海士長・空士長	士長	
1等陸士・1等海士・1等空士	1士	
2等陸士・2等海士・2等空士	2士	

(注) 1 統幕長、陸幕長、海幕長又は空幕長の職にある陸将、海将又は空将である自衛官の定年は、年齢62歳
2 医師、歯科医師及び薬剤師である自衛官並びに音楽、警務、情報総合分析、画像地理・通信情報の職務にたずさわる自衛官の定年は、年齢60歳



生活・勤務用備品の整備

情報の届出・公表について制度化し、再就職情報の一元管理・情報公開を的確に実施するため、自衛隊員のうち管理職隊員(本省企画官相当職以上)であった者の再就職状況について毎年度内閣が公表することとしている。本制度が平成27(2015)年度に導入されたことを受け、18(平成30)年9月、平成29(2017)年度に提出された再就職情報の届出のうち管理職隊員であった者の届出を取りまとめ、計225件を公表した。

348市区町村に406名の計495名の退職自衛官が危機管理監などとして在職しており、地方公共団体との連携を強化するとともに、防災をはじめとする危機管理への対処能力への向上につながることから、これらの取組を一層強化し、地方公共団体の防災部局での退職自衛官の活用を積極的に支援していくこととしている。

Q 参照 資料60(再就職支援のための主な施策)

資料61(退職自衛官の地方公共団体防災関係部局における在職状況)

一方、自衛隊員の再就職については、従来の事前承認制に替わって、15(平成27)年10月から新たな再就職等の規制が導入され、一般職の国家公務員と同様に、公務の公正性に対する国民からの信頼を確保するため、3つの規制(①他の隊員・OBの再就職依頼・情報提供等の規制、②在職中の利害関係企業等への求職の規制、③再就職者による依頼等(働きかけ)の規制)¹¹が設けられた。これらの規制の遵守状況については、隊員としての前歴を有しない学識経験者から構成される監視機関(防衛人事審議会再就職等監視分科会、内閣府再就職等監視委員会)において監視するとともに、不正な行為には罰則を科すことで厳格に対応することとしている。併せて、内閣による再就職

4 家族支援への取組

平素からの取組として、部隊と隊員家族の交流や隊員家族同士の交流などのほか、大規模災害など発生時の取組として、隊員家族の安否確認について協力を受けるなど、関係部外団体などと連携した家族支援態勢の整備についても推進している。また、海外に派遣される隊員に対しては、メールやテレビ電話など家族が直接連絡できる手段の確保や、家族からの慰問品の追送支援などを行っている。さらに、家族説明会を開催して様々な情報を提供するとともに、留守家族専用の相談窓口(家族支援センター)や隊員家族向けホームページなどを設置して各種相談に応じる態勢をとっている。

5 厳正な服務規律の保持のための取組

近年、防衛省・自衛隊に対して国民から多くの期待が寄せられており、自衛隊がその実力を最大限に発揮して任務を遂行するためには、国民の支

11 自衛隊法第65条の2、第65条の3及び第65条の4に規定



ジブチにおいて慰問品を受け取る派遣海賊対処行動航空隊（海自）要員



安倍内閣総理大臣参列のもと行われた自衛隊殉職隊員追悼式の様子

持と信頼を勝ち得ることが必要不可欠であり、そのためには常に規律正しい存在であることが何より求められている。

防衛省・自衛隊では、高い規律を保持した隊員を育成するため、従来から「防衛省薬物乱用防止月間」、「自衛隊員等倫理週間」、「防衛省職員ハラスメント防止週間」の期間を設けて、遵法意識の啓発に努めるとともに、服務指導の徹底などの諸施策を実施している。

19（令和元）年からは、新たに本省の課長などの幹部職員となった職員に対してハラスメントの防止にかかる教育を義務付けるなど、ハラスメントの防止に取り組んでいる。

6 自衛隊員の自殺防止への取組

自衛隊員の自殺者は平成17（2005）年度に101人と過去最多となり、その後増減しつつ、平成30（2018）年度は62人となっている。自衛隊員の自殺は、隊員本人や残された御家族にとって極めて不幸なことである。防衛省・自衛隊としても有為な隊員を失うことは極めて残念なことであり、自殺防止のため、①カウンセリング態勢の拡充（部内外カウンセラー、24時間電話相談窓口、駐屯地・基地などへの臨床心理士の配置など）、

②指揮官や一般隊員へのメンタルヘルスに関する教育などの啓発教育の強化、③メンタルヘルス強化期間の設定、異動など環境の変化を伴う部下隊員に対する心情把握の徹底、各種参考資料の配布などの施策も継続して行っている。19（令和元）年は、自殺防止対策をより一層実効性のあるものにするため、部外の専門家からの提言などを含め、部外力を活用した施策を進めている。

7 殉職隊員への追悼など

1950（昭和25）年に警察予備隊が創設され、保安隊・警備隊を経て今日の自衛隊に至るまで、自衛隊員は、国民の期待と信頼に応えるべく日夜精励し、旺盛な責任感をもって、危険を顧みず、わが国の平和と独立を守る崇高な任務の完遂に努めてきた。その中で、任務の遂行中に、不幸にしてその職に殉じた隊員は1,900人を超えている。

防衛省・自衛隊では、殉職隊員が所属した各部隊において、殉職隊員への哀悼の意を表するため、葬送式を行うとともに、殉職隊員の功績を永久に顕彰し、^{しんじん}深甚なる敬意と哀悼の意を捧げるため、内閣総理大臣参列のもと行われる自衛隊殉職隊員追悼式など様々な形で追悼を行っている¹²。

¹² 自衛隊殉職者慰霊碑は、1962（昭和37）年に市ヶ谷に建てられ、1998（平成10）年、同地区に点在していた記念碑などを移設し、「メモリアルゾーン」として整理された。防衛省では毎年、殉職隊員の御遺族をはじめ、内閣総理大臣と防衛大臣以下の防衛省・自衛隊高級幹部のほか、歴代の防衛大臣などの参列のもと、自衛隊殉職隊員追悼式を行っている。また、メモリアルゾーンにある自衛隊殉職者慰霊碑には、殉職した隊員の氏名などを記した銘版が納められており、国防大臣などの外国要人が防衛省を訪問した際、献花が行われ、殉職隊員に対して敬意と哀悼の意が表されている。このほか、自衛隊の各駐屯地及び基地において、それぞれ追悼式などを行っている。